

北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）

実施要領の一部改定について

令和2年4月1日から施行している北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）について、実施要領を一部改定します。

1 主な改定内容

第3条（試行対象工事）

対象工事は、北九州市が発注する全ての港湾および漁港漁場工事とする。ただし、週休2日工事として発注が困難な工事は、例外的に週休2日試行工事をしないことも可能とするが、工事内容や現場状況に応じて適切に判断する。

第4条（発注方式）

全ての週休2日試行対象工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とする。

なお、何らかの理由によりこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することも可能とする。

第7条（間接工事費等の補正）

- (1) 4週8休以上（現場閉所率が8日/28日以上）
労務費 1.04 機械経費（賃料） 1.02
共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03

2 実施要領

北九州市週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領（令和6年5月版）

3 適用年月日

令和6年5月1日以降の起工分（設計書適用年版：令和6年5月）から適用します。

※実施要領の詳細については、北九州市のホームページをご覧ください。

【更新日：2024年5月1日】

週休2日試行工事（港湾及び漁港漁場）実施要領の一部改定について

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kou-ku/k30900002.html>

【問合せ先】

北九州市 港湾空港局 港湾整備部 整備課 TEL:093-321-5975
産業経済局 農林水産部 水産課 TEL:093-582-2086